ふるさと長与応援寄附金協力事業者募集要項

令和５年４月１日改定

１．目的

ふるさと長与応援寄附金の促進と長与町の魅力や特産品のＰＲを行うため、寄附をいただいた長与町外の寄附者に対し、謝礼として贈呈する商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）の募集を行います。

２．協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとします。

①長与町内に事業所がある法人若しくは個人事業者又は長与町内で農林水産業を生業とする者。

②法令等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。

③代表者等が、長与町暴力団排除条例第２条第２項に規定する暴力団員でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

④電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。

⑤個人情報の保護に関する法律、長与町個人情報保護法施行条例その他の関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

⑥町税等についての滞納がないこと。

３．協力事業者が提供する返礼品の要件

長与町をＰＲしている商品又は長与町のイメージアップにつながるような返礼品で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとします。ただし、金銭類似性の高いもの及び資産性の高いものを除きます。

①長与町内で生産されているもの。

②長与町内で原材料の主要な部分を生産しており、加工等を長与町外で行っているもの。

③原材料の生産や加工工程の一部を長与町外で行っているが、加工工程の主要な部分を長与町内で行っているもの。

④長与町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもので、流通構造上近隣の地域のものと混在することが避けられないもの。

⑤長与町のイメージキャラクターグッズなど、長与町のＰＲを目的に生産されていることが明白であるもの。

⑥長与町内施設での宿泊、その他の利用を条件としたサービス券等

⑦長崎県が地域資源として認定する返礼品

４．申込方法

「ふるさと長与応援寄附金協力事業者登録申請書」に必要事項を記入し、長与町役場産業振興課まで提出してください。また、事業内容や返礼品の参考資料についてもご提供ください。

５．その他留意事項

①返礼品を掲載するポータルサイト向けに、別途返礼品登録シート等の記載が必要になります。

②協力事業者名や返礼品の写真等の情報については、ふるさと長与応援寄附金の広報活動に使用させていただきます。なお、写真データ等の権利が第三者に帰属する場合は、事前に利用の許諾を必ず受けてください。

③返礼品代金及び配送料については、長与町の負担となります。町から協力事業者への返礼品代金のお支払は、寄附者への返礼品到着後となります。

④飲食物を返礼品とする場合は、到着後少なくとも１週間程度の賞味（消費）期限を保証するようお願いいたします。

⑤１件の寄付に対して、返礼品発送のタイミングを複数回に分ける「定期便」については、いかなる理由があっても、協力事業者の責任をもって完遂するようお願いします。

⑥本要項２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消す場合があります。

（別紙）

長崎県が地域資源として認定する返礼品

ちゃんぽん
皿うどん
角煮
カステラ
くじら
長崎和牛（長崎和牛を使った加工品を含む）
びわ